		21　同法第64条第2項の規定による組合の解散の認可	○						
		22　同法第65条第2項の規定による組合の合併の認可	○						
		23　同法第71条第2項の規定による組合の清算人の選任		○					
		24　同法第93条第1項の規定による組合又は農事組合法人に対する報告の徴収又は資料の提出の命令					○		
		25　同法第94条の2第1項に規定する改善計画の提出の要求又は提出された改善計画の変更の命令		○					
		26　同法第94条の2第2項又は第3項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更の命令、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他監督上必要な命令	○						
		27　同法第95条第1項の規定による組合等の業務又は会計が法令等に違反している場合における当該組合等に対する必要な措置を採るべき旨の命令	○						
		28　同法第95条第2項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選の命令	○						
		29　同法第95条第3項の規定による承認の取消し		○					
		30　同法第95条の4の規定による組合の法令等の違反等に対する処分又は命令についての県中央会からの意見の聴取		○					
		31　同法第96条第1項の規定による組合に係る決議又は選挙若しくは当選の取消し		○					
		32　同法第97条の規定による組合の専属利用契約の取消し		○					
		33　同法第98条第1項の規定による主務大臣に対する要請		○					
	九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認						○	総合事務所長
		2　同法第24条第1項の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定又は同条第						○	総合事務所長

3項の規定による変更若しくは廃止の承認								
3　同法第25条第1項の規定による組合の分担金の徴収の認可							○	総合事務所長
4　同法第25条第3項の規定による組合の分担金徴収についての受益者からの意見の聴取							○	総合事務所長
5　同法第31条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可							○	総合事務所長
6　同法第31条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の提出の要求							○	総合事務所長
7　同法第78条第1項（同法第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可	○							
8　同法第78条第2項（同法第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立に関する報告書の提出の要求		○						
9　同法第83条第2項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の認可	○							
10　同法第83条第3項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の解散の決議に関する報告書の提出の要求		○						
11　同法第84条第2項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可	○							
12　同法第84条第3項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の合併に関する報告書の提出の要求		○						
13　同法第89条第2項の規定による清算人の選任		○						
14　同法第110条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収					○			

	15　同法第112条の規定による組合に対する監督上必要な命令	○							
	16　同法第113条第１項の規定による組合に対する必要な措置を採るべき旨の命令	○							
	17　同法第113条第２項の規定による組合の業務の停止又は役員の改選の命令	○							
	18　同法第113条第３項の規定による組合の信託規程等の承認の取消し		○						
	19　同法第115条第１項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	20　同法第116条の規定による専用契約の取消し		○						
十　森林組合法施行令（昭和53年政令第286号）第７条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務	1　同法第110条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収		○						
	2　同法第113条第１項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置を採るべき旨の命令		○						
	3　同法第113条第２項の規定による森林組合連合会の業務の停止又は役員の改選の命令		○						
	4　同法第115条第１項の規定による森林組合連合会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	5　同法第116条の規定による専用契約の取消し		○						
十一　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第1条の２第１項（同法第92条第１項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の認可又は変更の認可			○					
	2　同法第5条の２第１項（同法第96条第１項及び第100条の６第１項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可又は同条第２項（同法第96条第１項及び第100条の６第１項の規定において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更若しくは廃止の認可			○					
	3　同法第3条第１項（同法第96条第２項、第92条第３項、第96条第３項、第100条第３項及び第100条の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による		○						

仮理事の選任又は役員を選挙させ、若しくは選任させること							
4　同法第48条第2項（同法第96条第2項、第102条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可			○				
5　同法第54条（同法第96条第4項、第102条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可	○						
6　同法第65条第2項（同法第96条第4項、第102条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可に関する証明			○				
7　同法第96条の2（同法第96条第4項、第102条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可の取消し	○						
8　同法第98条第2項（同法第96条第5項、第96条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○						
9　同法第99条第2項（同法第96条第5項、第102条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可	○						
10　同法第87条の2第1項の規定による連合会の監査規程の制定又はその変更若しくは廃止の認可			○				
11　同法第91条の2第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○						
12　同法第91条の3第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第90条第2項の規定による権利義務の承継の認可	○						
13　同法第122条第1項又は第2項の規定					○		

		による報告の徴収又は資料の提出の命令							
		14　同法第124条第1項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令	○						
		15　同法第124条第2項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選の命令	○						
		16　同法第124条第3項の規定による認可の取消し		○					
		17　同法第124条の2の規定による解散の命令	○						
		18　同法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による決裁又は選挙若しくは当選の取消し		○					
		19　同法第126条の規定による専用契約の取消し		○					
		20　同法第126条の2の規定による条件の付加変更			○				
	十二　農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条第1項の規定による農山漁村の電気導入計画の策定及び当該計画の農林水産大臣への提出		○					
	十三　農山漁村電気導入促進法施行令（昭和28年政令第40号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた農山漁村電気導入促進法に基づく事務	1　同法第7条の規定による国の補助金を受けて発電施設又は送電電気電施設の造成等をしようとする農林漁業団体等に対する建設、維持等に関する指導			○				
	十四　漁業協同組合合併促進法（昭和42年法律第78号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条の規定による合併及び事業経営計画の認定		○					
		2　同法第9条第1項の規定による漁業協同組合合併推進法人の指定		○					
		3　同法第1条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可又は変更の認可			○				
		4　同法第2条第1項の規定による報告の徴収			○				
		5　同法第2条第2項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令		○					
		6　同法第2条第3項の規定による指定の取消し		○					
	十五　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は							

六　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は								

		指名競争入札の執行 (一)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
		(二)　(一)以外に係るもの			○					
		2　略								
		3　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準を満たしていることの証明を行う知事の権限に属する次の事務 (一)　証明判定の結果の通知 (二)　証明書の交付又は再交付並びに調査及び再調査の結果の通知 (三)　証明の取消 (四)　鳥取県有機農産物加工酒類証明業務規程その他証明業務に関する規程の制定又は廃止変更又は廃止 (1)　特に重要なもの (2)　(1)以外のもの (五)　(一)から(四)までに掲げるもの以外のもの	○		○ ○ ○ ○ ○			○		
		4　農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の共済金支払規程第5条第1項第3号に基づく共済金の現金払いの承認			○					
略										
農林総合技術研究院	一　農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第7項の規定による実施方針の制定又は変更に係る農林水産大臣との協議		○						
		2　同法第7条第8項の規定による実施方針の制定又は変更についての農林水産大臣への報告		○						
	二　農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の3第1項の規定による特定高性能農業機械導入計画の策定及び同条第4項の規定による導入計画の公表		○						
	三　鳥取県改良普及員資格試験条例を廃止する条例（平成16年鳥取県条例第54号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例附則第2項の規定による合格証書の再交付			○					
	四　鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による手数料の減免							○	農業試験場長
		2　同条例別表の規定による手数料の額の決定							○	農業試験場長

		指名競争入札の執行 (一)　八頭地方農林振興局及び各総合事務所の管轄に係るもので請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (二)　鳥取地方農林振興局の管轄に係るもので請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (三)　(一)及び(二)以外に係るもの			○ ○ ○				○ ○	総合事務所長 八頭地方農林振興局長 鳥取地方農林振興局長
		2　略								
		3　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準を満たしていることの証明を行う知事の権限に属する次の事務 (一)　証明判定の結果の通知 (二)　証明書の交付又は再交付並びに調査及び再調査の結果の通知 (三)　証明の取消 (四)　鳥取県有機農産物加工酒類証明業務規程その他証明業務に関する規程の制定又は廃止変更又は廃止 (1)　特に重要なもの (2)　(1)以外のもの (五)　(一)から(四)までに掲げるもの以外のもの	○		○ ○ ○ ○ ○			○		
略										
市場開拓課	一　卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定による卸売市場整備計画の策定		○						
		2　同法第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可	○							
		3　同法第58条第1項の規定による卸売業務の許可		○						
		4　同法第60条第1項の規定による卸売市場の廃止の許可		○						
		5　同法第64条第1項の規定による卸売市場の業務規程の変更の承認					○			
	二　鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第8条第1項及び同条第2項の規定による営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可		○						
		2　同条例第9条第1項の規定による相続の認可		○						
		3　同条例第12条第2項の規定によるセリ人の指定の届出の受理						○		
		4　同条例第15条の規定による業務規程等の届出の受理						○		

五　鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例（平成16年鳥取県条例第55号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例附則第2項の規定による合格証書の再交付			○						
六　鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による手数料等の減免							○	林業試験場長	
	2　同条例第5条の規定による手数料等の還付							○	林業試験場長	
	3　同条例別表の規定による使用料及び手数料の額の決定							○	林業試験場長	
七　鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則（平成8年鳥取県規則第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条の規定による試験の承諾							○	林業試験場長	
	2　同規則第3条第3項の規定による供試物件の追加の要求							○	林業試験場長	
	3　同規則第4条の規定による試験成績書の交付							○	林業試験場長	
	4　同規則第5条第1項の規定による機械器具の使用の許可							○	林業試験場長	
	5　同規則第6条の規定による試験の承諾等の取消し							○	林業試験場長	
	6　同規則第7条の規定による手数料等の減免							○	林業試験場長	
	7　同規則第8条の規定による手数料等の還付							○	林業試験場長	
八　その他の事務	1　林業試験のための土地の使用貸借の契約の締結（収益の分収を伴うものを除く。）							○	林業試験場長	
経営支援課	一　略									
	二　鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認							○	総合事務所長
	三及び四　略									
	五　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第4条第1項の規定による就農計画の受理							○	総合事務所長
		3　同法第4条第3項の規定による就農計画の認定							○	総合事務所長
		4　同法第4条第4項の規定による認定就農計画の変更の認定							○	総合事務所長
		5～11　略								

経営支援課	一　略									
	二　鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	三及び四　略									
	五　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第4条第1項の規定による就農計画の受理							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		3　同法第4条第3項の規定による就農計画の認定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		4　同法第4条第4項の規定による認定就農計画の変更の認定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5～11　略								

六 略									
七 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第26条の規定による経営改善又は振興のための計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	総合事務所長
八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～5 略								
	6 同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の協議（当該計画のうち農用地利用計画にあっては同意）							○	総合事務所長
	7 略								
	8 同法第11条第5項の規定による審査の申立てに対する裁決							○	総合事務所長
	9 略								
	10 同法第13条第3項の規定による農用地利用計画を変更するための必要な措置をとるべきことの指示							○	総合事務所長
	11 同法第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の変更の同意							○	総合事務所長
	12 同法第13条の2第3項の規定による交換分合計画の認可							○	総合事務所長
	13 同法第15条第4項の規定による土地利用についての勧告							○	総合事務所長
	14 同法第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第6項の規定による県農業会議からの意見の聴取							○	総合事務所長
	15 同法第15条の3の規定による違反開発行為に対する監督処分							○	総合事務所長
	16 同法第15条の4第1項の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勧告							○	総合事務所長
	17 同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導							○	総合事務所長

六 略									
七 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第26条の規定による経営改善又は振興のための計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	総合事務所長 地方農林振興局長
八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略								
	6 同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の協議（当該計画のうち農用地利用計画にあっては同意）							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	7 略								
	8 同法第11条第5項の規定による審査の申立てに対する裁決							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	9 略								
	10 同法第13条第3項の規定による農用地利用計画を変更するための必要な措置をとるべきことの指示							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	11 同法第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の変更の同意							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	12 同法第13条の2第3項の規定による交換分合計画の認可							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	13 同法第15条第4項の規定による土地利用についての勧告							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	14 同法第15条の7第1項の規定による特定利用権の設定に関する承認							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	15 同法第15条の10第1項の規定による特定利用権の設定に関する裁定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	16 同法第15条の13の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	17 同法第15条の15第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第6項の規定による県農業会議からの意見の聴取							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	18 同法第15条の16の規定による違反開発行為に対する監督処分							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	19 同法第15条の17第1項の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勧告							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	20 同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導							○	総合事務所長 地方農林振興局長

九　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第3条第1項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可							○	総合事務所長
	2　略								
	3　同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの							○	総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	4　同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの							○	総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	5～34　略								
	35　同法第83条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　総合事務所長が許可したものに係るもの							○	総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○						
十～十三　略									
十四　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略								
	8　同法第27条の4第4項の規定による特定遊休農地の農業上の利用増進に関する勧告		○						
	9　同法第27条の6第1項の規定による意見書提出の機会の付与等		○						
	10　同法第27条の7第1項の規定による特定遊休農地の利用権設定に関する裁定及び同条第4項の規定による県農業会議からの意見聴取		○						
	11　同法第27条の8第1項の規定による裁定の通知及び公告		○						
	12　同法第27条の10の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認		○						
	13　略								
	14　略								
十五及び十六　略									

九　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第3条第1項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	2　略								
	3　同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	4　同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	5～34　略								
	35　同法第83条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　総合事務所長又は地方農林振興局長が許可したものに係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	(二)　(一)以外のもの		○						
十～十三　略									
十四　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略								
	8　略								
	9　略								
十五及び十六　略									
団一　農業災害	1　同法第16条第1項		○						

体指導課	補償法（昭和22年法律第185号）に基づく知事の権限に属する事務	の規定による農業共済組合の加入資格者の除外基準の決定									
		2　同法第25条の規定による農業共済組合の設立の認可	○								
		3　同法第30条第3項の規定による農業共済組合の模範共済規程例の設定			○						
		4　同法第43条第2項の規定による農業共済組合の定款又は共済規程の変更の認可			○						
		5　同法第46条第2項の規定による農業共済組合の解散の認可	○								
		6　同法第48条第2項の規定による農業共済組合の合併の認可	○								
		7　同法第85条第4項の規定による共済事業に係る地域の指定についての農林水産大臣への意見の提出		○							
		8　同法第85条の4第5項の規定による共済責任期間が満了した日の認定			○						
		9　同法第85条の10第1項の規定による共済事業の実施に関する条例の変更の認可			○						
		10　同法第87条の2第4項の規定による農業共済組合が行う共済掛金等の滞納についての処分の認可		○							
		11　同法第104条の3第2項の規定による農業共済組合との間に農作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定			○						
		12　同法第107条第4項の規定による農業共済組合の農作物危険段階基準共済掛金率の認可		○							
		13　同法第115条第4項の規定による農業共済組合の危険段階共済掛金標準率甲及びこの認可		○							
		14　同法第120条の7第5項の規定による農業共済組合の収穫危険段階基準共済掛金率の認可		○							
		15　同法第120条の7第9項の規定による農業共済組合の樹体危険段階基準共済掛金率の認可		○							
		16　同法第120条の15第1項の規定による畑作物共済の共済掛金料に係る地域の決定		○							
		17　同法第120条の15第3項の規定による		○							

	畑作物共済の危険階級の別等の決定								
	18　同法第120条の15第６項の規定による農業共済組合の畑作物危険段階基準共済掛金率の認可		○						
	19　同法第120条の23第３項の規定による農業共済組合の園芸施設危険段階基準共済掛金率の認可		○						
	20　同法第142条の２の規定による農業共済組合に対するその業務又は会計に関する報告の徴収又は検査					○			
	21　同法第142条の３の規定による農業共済組合に対するその業務又は会計の状況に関する常例の検査						○		
	22　同法第142条の４の規定による組合員の請求に係る農業共済組合の業務又は会計の状況の検査					○			
	23　同法第142条の５の規定による農業共済組合に対する法令等違反の場合における必要な措置を採るべき旨の命令又は業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令	○							
	24　同法第142条の６第１項の規定による知事の命令に違反した農業共済組合に対する当該組合の役員の全部又は一部の改選の命令、同条第２項の規定による解任又は同条第３項の規定による当該組合の解散の命令	○							
	25　同法第142条の７の規定による農業共済組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し		○						
二　農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条の４第１項の規定による農業共済組合が賦課する賦課金の額及び賦課方法の承認			○					
三　農作物共済引受要綱（昭和47年47農経Ｂ第209号農林省農林経済局長通達）に基づく知事の権限に属する事務	1　同要綱第２章第２節第１の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たりの収穫量の決定			○					
四　果樹共済引受要綱（昭和56年56農経Ｂ第999号農林	1　同要綱第２章第１節第１の規定による共済目的の種類等ごとの標準収量表の決定			○					

水産省経済局長通達）に基づく知事の権限に属する事務	2　同要綱第２章第２節第１の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たり収穫量の決定			○					
五　畑作物共済引受要綱（昭和54年54農経Ｂ第933号農林水産省経済局長通達）に基づく知事の権限に属する事務	1　同要綱第１章第３節の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たり収穫量の決定			○					
六　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第15項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可			○					
	2　同法第10条第18項の規定による同条第７項の事業の認可又は事業内容等の変更の認可			○					
	3　同法第10条第19項の規定による信託業務に係る事業の認可又は信託業務の種類等の変更の認可			○					
	4　同法第10条第20項の規定による同条第９項の事業の認可			○					
	5　同法第10条第24項の規定による組合の指定			○					
	6　同法第11条第１項の規定による組合の信用事業規程の設定又は同条第３項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	7　同法第11条の３第１項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認			○					
	8　同法第11条の３の２に規定する組合と特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間における取引又は行為の承認			○					
	9　同法第11条の４第１項の規定による組合共済規程の設定又は同条第３項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	10　同法第11条の８第１項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第３項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	11　同法第11条の11の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第62号）に基づく事務								

(一) 信託法第23条第１項の規定による信託財産の管理方法の変更			○					
(二) 信託法第46条の規定による受託者の辞任の許可		○						
(三) 信託法第47条の規定による受託者の解任		○						
(四) 信託法第58条の規定による信託の解除の命令		○						
12 同法第11条の14第１項の規定による組合の宅地等供給事業実施規程の設定又は同条第３項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
13 同法第11条の15の３第１項の規定による組合の農業経営規程の設定又は同条第３項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
14 同法第40条第１項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の仮理事の選任又は役員の選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること		○						
15 同法第44条第２項の規定による組合の定款の変更の許可			○					
16 同法第44条第３項において準用する同法第31条第２項の規定による組合の定款の変更の許可に関する証明			○					
17 同法第50条の２第３項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けを行うことについての承認	○							
18 同法第59条第１項の規定による組合の設立の認可	○							
19 同法第61条第２項の規定による組合の設立の認可に関する証明			○					
20 同法第63条第２項の規定による組合の設立の認可の取消し	○							
21 同法第64条第２項の規定による組合の解散の認可	○							
22 同法第65条第２項の規定による組合の合併の認可	○							
23 同法第71条第２項の規定による組合の清算人の選任		○						
24 同法第73条の27第１項の規定による県中央会の監査実施計画策定のための県中央会への意見の提出			○					

	25 同法第93条第1項の規定による組合又は農事組合法人に対する報告の徴収又は資料の提出の命令					○			
	26 同法第94条の規定による業務又は会計の状況の検査 (一) 同条第4項の規定による検査 (二) (一)以外のもの					○ ○	○		
	27 同法第94条の2第1項に規定する改善計画の提出の要求又は提出された改善計画の変更の命令		○						
	28 同法第94条の2第2項又は第3項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更の命令、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他監督上必要な命令	○							
	29 同法第95条第1項の規定による組合等の業務又は会計が法令等に違反している場合における当該組合等に対する必要な措置を採るべき旨の命令	○							
	30 同法第95条第2項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選の命令	○							
	31 同法第95条第3項の規定による承認の取消し		○						
	32 同法第95条の4の規定による組合の法令等の違反等に対する処分又は命令についての県中央会からの意見の聴取		○						
	33 同法第96条第1項の規定による組合に係る決議又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	34 同法第97条の規定による組合の専属利用契約の取消し		○						
	35 同法第98条第1項の規定による主務大臣に対する要請		○						
七 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	2 同法第24条第1項の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	総合事務所長 地方農林振興局長

3　同法第25条第1項の規定による組合の分担金の徴収の認可							○	総合事務所長 地方農林振興局長
4　同法第25条第3項の規定による組合の分担金徴収についての受益者からの意見の聴取							○	総合事務所長 地方農林振興局長
5　同法第31条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可							○	総合事務所長 地方農林振興局長
6　同法第31条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の提出の要求							○	総合事務所長 地方農林振興局長
7　同法第78条第1項（同法第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可	○							
8　同法第78条第2項（同法第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立に関する報告書の提出の要求		○						
9　同法第83条第2項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の認可	○							
10　同法第83条第3項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の解散の決議に関する報告書の提出の要求		○						
11　同法第84条第2項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可	○							
12　同法第84条第3項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の合併に関する報告書の提出の要求		○						
13　同法第89条第2項の規定による清算人の選任		○						
14　同法第110条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収					○			
15　同法第111条の規定による組合の業務又は会計の状況の検								

	査 (一)　同条第4項の規定による検査 (二)　(一)以外のもの					○ ○			
	16　同法第112条の規定による組合に対する監督上必要な命令	○							
	17　同法第113条第1項の規定による組合に対する必要な措置を採るべき旨の命令	○							
	18　同法第113条第2項の規定による組合の業務の停止又は役員の改選の命令	○							
	19　同法第113条第3項の規定による組合の信託規程等の承認の取消し		○						
	20　同法第115条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	21　同法第116条の規定による専用契約の取消し		○						
八　森林組合法施行令（昭和53年政令第286号）第7条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務	1　同法第110条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収		○						
	2　同法第113条第1項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置を採るべき旨の命令		○						
	3　同法第113条第2項の規定による森林組合連合会の業務の停止又は役員の改選の命令		○						
	4　同法第115条第1項の規定による森林組合連合会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	5　同法第116条の規定による専用契約の取消し		○						
九　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第11条の2第1項（同法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の認可又は変更の認可			○					
	2　同法第15条の2第1項（同法第96条第1項及び第100条の6第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可又は同条第2項（同法第96条第1項及び第100条の6第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更若しくは廃止の認可			○					
	3　同法第43条第1項（同法第96条第2項、第92条第3項、第		○						

96条第３項、第100条第３項及び第100条の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任又は役員を選挙させ、若しくは選任させること								
4　同法第48条第２項（同法第96条第２項、第102条第３項、第96条第３項、第100条第３項及び第100条の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可			○					
5　同法第54条（同法第96条第４項、第102条第４項、第96条第４項、第100条第４項及び第100条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可	○							
6　同法第55条第２項（同法第96条第４項、第102条第４項、第96条第４項、第100条第４項及び第100条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可に関する証明			○					
7　同法第66条の２（同法第96条第４項、第102条第４項、第96条第４項、第100条第４項及び第100条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可の取消し	○							
8　同法第68条第２項（同法第96条第５項、第96条第５項及び第100条の６第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○							
9　同法第69条第２項（同法第96条第５項、第102条第５項、第96条第５項、第100条第５項及び第100条の６第５項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可	○							
10　同法第97条の２第１項の規定による連合会の監査規程の制定又はその変更若しくは廃止の認可			○					
11　同法第91条の２第２項（同法第100条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○							
12　同法第91条の３第２項（同法第100条第５項において準用する場合を含む。）において準用する同法第69条第２項の規	○							

	定による権利義務の承継の認可								
	13　同法第122条第１項又は第２項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令					○			
	14　同法第123条の規定による業務又は会計の状況の検査 (一)　同条第4項の規定による検査 (二)　(一)以外のもの					 ○	○		
	15　同法第124条第１項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令	○							
	16　同法第124条第２項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選の命令	○							
	17　同法第124条第３項の規定による認可の取消し		○						
	18　同法第124条の２の規定による解散の命令	○							
	19　同法第125条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による決裁又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	20　同法第126条の規定による専用契約の取消し		○						
	21　同法第126条の２の規定による条件の付加変更			○					
十　農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第２条第１項の規定による農山漁村の電気導入計画の策定及び変更計画の農林水産大臣への提出		○						
十一　農山漁村電気導入促進法施行令（昭和28年政令第40号）第３条の規定により知事の権限に属するものとされた農山漁村電気導入促進法に基づく事務	1　同法第７条の規定による国の補助金を受けて発電施設又は送電配電施設の造成等をしようとする農林漁業団体等に対する建設、維持等に関する指導			○					
十二　漁業協同組合合併促進法（昭和42年法律第78号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第２条の規定による合併及び事業経営計画の認定		○						
	2　同法第９条第１項の規定による漁業協同組合合併促進法人の指定		○						
	3　同法第11条第１項の規定による事業計画及び収支予算の認可又は変更の認可			○					

生産振興課	一～三　略										
	四　野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略									
		8　同法第15条の規定による当該対象野菜を出荷する者に対するその合理的かつ計画的な出荷に関する必要な勧告		○							
	五　植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略									
	六　鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取	1　全ての事務							○	鳥取二十世紀梨記念館長	

		4　同法第12条第1項の規定による報告の徴収			○						
		5　同法第12条第2項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令		○							
		6　同法第12条第3項の規定による指定の取消し		○							
	十三　鳥取県立農林総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第5条の規定による使用料の減免の決定					○				
	十四　その他の事務	1　農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の共済金支払規程第5条第1項第3号に基づく共済金の現金払いの承認			○						
生産振興課	一～三　略										
	四　野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略									
		8　同法第9条の規定による野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対するその合理的かつ計画的な出荷に関する必要な勧告		○							
	五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第2条第2項の規定による市町村別生産調整対象水田面積の決定		○							
		2　同令第8条第1項の規定による市町村別予定計画出荷数量の決定		○							
		3　同令第1条第2項の規定による市町村別予定計画出荷数量の変更		○							
	六　鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による手数料の減免							○	農業試験場長	
		2　同条例別表の規定による手数料の額の決定							○	農業試験場長	
	七　植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略									
	八　鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取	1　同条例第2条の規定による利用の許可			○						
		2　同条例第4条の規定による必要な措置の命令			○						

	県条例第24号）に基づく知事の権限に属する事務									
	七　鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　全ての事務							○	鳥取二十世紀梨記念館長
畜産課	一～十三　略									
	十四　牧野法（昭和25年法律第194号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置をとるべき旨の指示							○	総合事務所長
		2　同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示（以下畜産課の項の十四の3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。）							○	総合事務所長
		3　同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更							○	総合事務所長
		4　同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査							○	総合事務所長
		5　同法第13条第1項の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施の完了の届出の受理及び同条第2項の規定によるその旨の公示							○	総合事務所長
		6　同法第18条の規定による牧野の所有者等に対する害虫を駆除すべき旨の指示							○	総合事務所長
	十五～二十　略									
	二十一　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による指導及び助言							○	総合事務所長
		2及び3　略								
		4　同法第6条の規定による報告の徴収及び立入検査の実施							○	総合事務所長
		5～9　略								
	二十二及び二十三　略									
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限	1～4　略								
		5　同法第8条第2項							○	総合事務所長

	県条例第24号）に基づく知事の権限に属する事務	3　同条例第6条第2項の規定による利用料金の承認		○						
		4　同条例第6条第3項の規定による利用料金の告示		○						
	九　鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第7条の規定による利用料金の減免の承認		○						
畜産課	一～十三　略									
	十四　牧野法（昭和25年法律第194号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置をとるべき旨の指示							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		2　同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示（以下畜産課の項の十四の3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。）							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		3　同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		4　同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5　同法第13条第1項の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施の完了の届出の受理及び同条第2項の規定によるその旨の公示							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		6　同法第18条の規定による牧野の所有者等に対する害虫を駆除すべき旨の指示							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	十五～二十　略									
	二十一　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による指導及び助言							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		2及び3　略								
		4　同法第6条の規定による報告の徴収及び立入検査の実施							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5～9　略								
	二十二及び二十三　略									
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限	1～4　略								
		5　同法第8条第2項							○	総合事務所長

に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）に市町村長に委任したものを除く。）	（同法第18条第9項、第37条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱								
	6及び7　略								
	8　同法第18条第17項（同法第34条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の就任等の公告							○	総合事務所長
	9～11　略								
	12　同法第39条第5項又は第6項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納処分の認可又はその旨の当該村町村への通知							○	総合事務所長
	13～15　略								
	16　同法第49条第1項（同法第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可							○	総合事務所長
	17～38の2　略								
	39　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得							○	総合事務所長
	40　略								
	41　同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取							○	総合事務所長
	42　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	総合事務所長
	43　略								
	44　同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所長
	44の2　同法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定による公告及び計画の概要の縦覧							○	総合事務所長
	45～47　略								
	48　同法第99条の2第2項において準用する同法第92条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利							○	総合事務所長

に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）に市町村長に委任したものを除く。）	（同法第18条第9項、第37条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱								地方農林振興局長
	6及び7　略								
	8　同法第18条第17項の規定による土地改良区の役員の就任等の公告							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	9～11　略								
	12　同法第39条第5項又は第6項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納処分の認可又はその旨の当該村町村への通知							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	13～15　略								
	16　同法第49条第1項（同法第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	17～38の2　略								
	39　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	40　略								
	41　同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	42　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	43　略								
	44　同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	44の2　同法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定による公告及び計画の概要の縦覧							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	45～47　略								
	48　同法第99条の2第2項において準用する同法第92条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利							○	総合事務所長 地方農林振興局長

を有するすべての者で組織する会議の招集								
49　同法第9条の2第3項において準用する同法第3条第1項ただし書の規定による換地についての同意の取得							○	総合事務所長
50　同法第9条の2第3項において準用する同法第3条の2の2第1項の規定による地積を減じて換地を定めること又は換地を定めないことについての同意の取得							○	総合事務所長
51　同法第9条の2第6項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令							○	総合事務所長
52　同法第9条の2第7項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令							○	総合事務所長
53　同法第9条の2第8項において準用する同法第3条の7の規定による一時利用地の指定等に伴う土地の管理							○	総合事務所長
54　同法第9条の2第8項において準用する同法第3条の8の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払							○	総合事務所長
55　略								
56　同法第9条の2第10項において準用する同法第4条の3の規定による換地処分の公告により確定した清算金の徴収及び支払							○	総合事務所長
57　同法第9条の2第10項において準用する同法第5条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所長
58及び59　略								
60　同法第14条の10第1項の規定による土地改良施設の管理の委託							○	総合事務所長
61～65　略								
66　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							○	総合事務所長
67　同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収							○	総合事務所長

を有するすべての者で組織する会議の招集								
49　同法第9条の2第3項において準用する同法第3条第1項ただし書の規定による換地についての同意の取得							○	総合事務所長 地方農林振興局長
50　同法第9条の2第3項において準用する同法第3条の2の2第1項の規定による地積を減じて換地を定めること又は換地を定めないことについての同意の取得							○	総合事務所長 地方農林振興局長
51　同法第9条の2第6項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長
52　同法第9条の2第7項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長
53　同法第9条の2第8項において準用する同法第3条の7の規定による一時利用地の指定等に伴う土地の管理		○						
54　同法第9条の2第8項において準用する同法第3条の8の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払							○	総合事務所長 地方農林振興局長
55　略								
56　同法第9条の2第10項において準用する同法第4条の3の規定による換地処分の公告により確定した清算金の徴収及び支払							○	総合事務所長 地方農林振興局長
57　同法第9条の2第10項において準用する同法第5条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所長 地方農林振興局長
58及び59　略								
60　同法第14条の10第1項の規定による土地改良施設の管理の委託			○					
61～65　略								
66　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							○	総合事務所長 地方農林振興局長
67　同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収							○	総合事務所長 地方農林振興局長

	68　同法第132条第１項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一)　300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	69～73　略								
二　土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第51条の５の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1　略								
	2　同法第89条の２第３項において準用する同法第53条の２の２第１項の規定による国営土地改良事業に係る地積を減じて換地を定めること又は換地を定めないことについての同意の取得							○	総合事務所長
	3及び4　略								
三～五　略									
六　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　同令第２条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所長
	2　同令第20条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	総合事務所長
	3　同令第21条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	総合事務所長
	4　同令第36条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	総合事務所長
七　海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく知事の権限に属する事務（耕地課の所掌事務に係るものに限る。）	1～19　略								
	20　同法第11条の規定による占用料及び土石採取料の徴収（農地の保全に係るものに限る。）							○	東部総合事務所長
	21～38　略								
	39　同法第35条第２項（同法第37条の８において準用する場合を含む。）の規定による延滞金の徴収							○	東部総合事務所長
八　鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥	1　同条例第３条の規定による占用料等の減免							○	東部総合事務所長

	68　同法第132条第１項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一)　300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長
	69～73　略								
二　土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第51条の５の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1　略								
	2　同法第89条の２第３項において準用する同法第53条の２の２第１項の規定による国営土地改良事業に係る地積を減じて換地を定めること又は換地を定めないことについての同意の取得							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3及び4　略								
三～五　略									
六　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　同令第２条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	2　同令第33条の２の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3　同令第33条の３の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	4　同令第34条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	総合事務所長 地方農林振興局長
七　海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく知事の権限に属する事務（耕地課の所掌事務に係るものに限る。）	1～19　略								
	20　同法第11条の規定による占用料及び土石採取料の徴収（農地の保全に係るものに限る。）							○	鳥取地方農林振興局長
	21～38　略								
	39　同法第35条第２項（同法第37条の８において準用する場合を含む。）の規定による延滞金の徴収							○	鳥取地方農林振興局長
八　鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥	1　同条例第３条の規定による占用料等の減免							○	鳥取地方農林振興局長

	取県条例第30号）に基づく知事の権限に属する事務									
	九及び十　略									
	十一　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　略								
		2　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾							○	総合事務所長
		3　土地の境界の確定及び県営土地改良事業等に係る施設の帰属の決定							○	総合事務所長
		4　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定							○	総合事務所長
		5　県営土地改良事業等により取得又は造成された財産の管理							○	総合事務所長
		6　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第3条の規定による事業計画の変更協議 （一）　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年40農地Ｄ第1130号農林水産事務次官依命通達）第17条第2項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等 （二）　（一）以外のもの						○	○	総合事務所長
		7　非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和63年33農地第3814号農林事務次官通達）に基づく事務 （一）　第2の1の規定による農地の改良又は造成に係る事業の選定 （二）　第2の2の規定による牧野の改良又は造成に係る事業の選定						○	○	総合事務所長
		8　県営土地改良事業に係る換地計画関係業務委託契約の締結							○	総合事務所長
		9　土地改良区及び土地改良区連合に係る証明書の交付							○	総合事務所長
林政課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	1～3の2　略								
		4　同法第10条の5第7項及び第8項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理							○	総合事務所長
		5　同法第10条の6第							○	総合事務所長

	取県条例第30号）に基づく知事の権限に属する事務									
	九及び十　略									
	十一　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　略								
		2　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		3　土地の境界の確定及び県営土地改良事業等に係る施設の帰属の決定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		4　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5　県営土地改良事業等により造成された財産に係る追加改築等の承認							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		6　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第3条の規定による事業計画の変更協議 （一）　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年40農地Ｄ第1130号農林水産事務次官依命通達）第17条第2項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等 （二）　（一）以外のもの							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		7　非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和63年33農地第3814号農林事務次官通達）に基づく事務 （一）　第2の1の規定による農地の改良又は造成に係る事業の選定 （二）　第2の2の規定による牧野の改良又は造成に係る事業の選定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		8　県営土地改良事業に係る換地計画関係業務委託契約の締結							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		9　土地改良区の成立及び役員の資格の証明並びに土地改良区の代表者の資格及び印鑑の証明							○	総合事務所長 地方農林振興局長
林政課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	1～3の2　略								
		4　同法第10条の5第7項及び第8項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5　同法第10条の6第							○	総合事務所長

		1項の規定による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知							
		6～9　略							
		10　同法第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○			総合事務所長
		11　同法第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理						○	総合事務所長
		12　同法第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○			総合事務所長
		13～16　略							
	二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知						○	総合事務所長
		2　略							
		3　同法第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続						○	総合事務所長
		4　同法第14条第2項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託						○	総合事務所長
		5　同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託						○	総合事務所長
		6　略							
		7　同法第23条第2項において準用する同法第14条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託						○	総合事務所長
	三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に	1　同法第3条第1項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のも				○ ○			総合事務所長

		1項の規定による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知							地方農林振興局長
		6～9　略							
		10　同法第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○			総合事務所長 地方農林振興局長
		11　同法第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		12　同法第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○			総合事務所長 地方農林振興局長
		13～16　略							
	二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		2　略							
		3　同法第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		4　同法第14条第2項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5　同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		6　略							
		7　同法第23条第2項において準用する同法第14条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託						○	総合事務所長 地方農林振興局長
	三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に	1　同法第3条第1項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のも				○ ○			総合事務所長

基づく知事の権限に属する事務	の								
	2　同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長
	3　同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあっせん (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長
四　略									
五　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1～9　略								
	10　同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長
	11　略								
六　林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長

基づく知事の権限に属する事務	の								地方農林振興局長
	2　同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長 地方農林振興局長
	3　同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあっせん (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長 地方農林振興局長
四　略									
五　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1～9　略								
	10　同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長 地方農林振興局長
	11　略								
六　林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長 地方農林振興局長
七　鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例（平成16年鳥取県条例第55号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例附則第2項の規定による合格証書の再交付			○					
八　鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による手数料等の減免							○	林業試験場長
	2　同条例第5条の規定による手数料等の還付							○	林業試験場長
	3　同条例別表の規定による使用料及び手数料の額の決定							○	林業試験場長
九　鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則（平成8年鳥取県規則第7号）	1　同規則第2条の規定による試験の承諾							○	林業試験場長
	2　同規則第3条第3項の規定による供試物件の追加の要求							○	林業試験場長

													に基づく知事の権限に属する事務	3　同規則第4条の規定による試験願書の交付						○	林業試験場長
														4　同規則第5条第1項の規定による機械器具の使用の許可						○	林業試験場長
														5　同規則第6条の規定による試験の承認等の取消し						○	林業試験場長
														6　同規則第7条の規定による手数料等の減免						○	林業試験場長
														7　同規則第8条の規定による手数料等の還付						○	林業試験場長
													十　鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例（平成11年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第1項第2号及び第3号に規定する許可					○		
														2　同条例第3条第2項の規定による利用の拒否					○		
														3　同条例第4条に規定する必要な措置の命令					○		
													十一　鳥取県立とっとり出合いの森管理規則（平成11年鳥取県規則第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条第1項ただし書きの規定による利用時間の変更及び同条第2項の規定によるその旨の掲示					○		
														2　同規則第3条第2項の規定による臨時の休園及び休園日の開園の決定並びに同条第3項において準用する同規則第2条第2項の規定によるその旨の掲示					○		
	七　略												十二　略								
	八　略												十三　略								
	九　その他の事務												十四　その他の事務	1　林業生産流通総合対策実施要領（平成10年10林野政第241号農林水産事務次官依命通達）第5の1に基づく林業構造改善計画の承認等 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○		○	総合事務所長 地方農林振興局長
														2　林業試験のための土地の使用貸借の契約の締結（収益の分収を伴うものを除く。）						○	林業試験場長
		1　県営林事業の執行							○	総合事務所長				3　県営林事業の執行						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		2　略												4　略							
		3　災害時において県営林を緊急に対採する等の財産の処分							○	総合事務所長				5　災害時において県営林を緊急に対採する等の財産の処分						○	総合事務所長 地方農林振興局長
森林保全	一　森林法に基づく知事の権限に属する事務	1　略									森林保全	一　森林法に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		1の2　同法第10条の2第6項の規定によ		○																	

課	る森林審議会及び市町村長の意見聴取									課									
	2　同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令							○	総合事務所長		2　同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3～4の2　略										3～4の2　略								
	5　同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請							○	総合事務所長		5　同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請 (一)　農林水産部所管の工事に係るもの (二)　県土整備部所管の工事に係るもの							○ ○	 総合事務所長 地方農林振興局長 総合事務所長 地方県土整備局長
	6～10　略										6～10　略								
	11　同法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知 (一)　同法第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係るもの（同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。） (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長		11　同法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知 (一)　同法第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係るもの（同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。） (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長
	12　略										12　略								
	13　同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更 (一)　同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長		13　同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更 (一)　同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長
	13の2　同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の告示及び所有者等への通知 (一)　同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長		13の2　同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の告示及び所有者等への通知 (一)　同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長
	14　同法第34条第1項又は第2項の規定による保安林における立木の伐採等の許可							○	総合事務所長		14　同法第34条第1項又は第2項の規定による保安林における立木の伐採等の許可							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	15　同法第34条の2第1項及び第34条の3第1項の規定による保安林における択伐等のための立木の伐採の届出の受理							○	総合事務所長		15　同法第34条の2第1項及び第34条の3第1項の規定による保安林における択伐等のための立木の伐採の届出の受理							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	16　同法第34条の2第2項及び第34条の3							○	総合事務所長		16　同法第34条の2第2項及び第34条の3							○	総合事務所長 地方農林振興

	第2項において準用する同法第34条の2第2項の規定による択伐等の計画の変更の命令								
	17及び18　略								
	19　同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分							○	総合事務所長
	20　同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識の設置							○	総合事務所長
	21　同法第188条第2項の規定による立入調査等			○				○	総合事務所長
	22　同法第188条第3項の規定に係る身分証明書の発行 (一)　総合事務所における所属職員に係るもの (二)　(一)以外のもの			 ○				○	総合事務所長
二及び三　略									
四　林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を講ずること等の指示							○	総合事務所長
	3及び4　略								
	5　同法第10条第1項の規定による生産事業者の登録							○	総合事務所長
	6及び7　略								
	8　同法第12条第1項の規定による登録証の交付							○	総合事務所長
	8の2　同法第13条第1項の規定による登録証の書替え交付							○	総合事務所長
	9　同法第13条第2項の規定による登録証の再交付							○	総合事務所長
	9の2　同法第13条第3項の規定による登録事項の変更及び廃止届の受理							○	総合事務所長
	10　同法第15条第1項の規定による生産事業者の登録の取消し							○	総合事務所長
	11　同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理							○	総合事務所長
	12　同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令							○	総合事務所長
	13～17　略								
五　森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づく知事の権限に属する事	1　同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令							○	総合事務所長
	1の2　同法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除命令							○	総合事務所長

	第2項において準用する同法第34条の2第2項の規定による択伐等の計画の変更の命令								局長
	17及び18　略								
	19　同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	20　同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識の設置							○	総合事務所長 地方農林振興局長
二及び三　略									
四　林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を講ずること等の指示							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3及び4　略								
	5　同法第10条第1項の規定による生産事業者の登録							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	6及び7　略								
	8　同法第12条第1項の規定による登録証の交付							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	8の2　同法第13条第1項の規定による登録証の書替え交付							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	9　同法第13条第2項の規定による登録証の再交付							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	9の2　同法第13条第3項の規定による登録事項の変更及び廃止届の受理							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	10　同法第15条第1項の規定による生産事業者の登録の取消し							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	11　同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	12　同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	13～17　略								
五　森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づく知事の権限に属する事	1　同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	1の2　同法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長

務	1の3　同法第5条第3項の規定による補完処理の命令							○	総合事務所長
	2　同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定による森林病害虫等の駆除命令に係る区域等の公表							○	総合事務所長
	3　同法第5条第4項において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定							○	総合事務所長
	4　同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告							○	総合事務所長
	5　同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除措置							○	総合事務所長
	6　同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病害虫等の駆除措置に係る費用の徴収							○	総合事務所長
	7　同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一)　県外の地方公共団体等に係るもの (二)　県内の地方公共団体等に係るもの			○				○	総合事務所長
	8　同法第6条第1項の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去							○	総合事務所長
	8の2～8の4　略								
	8の5　同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告							○	総合事務所長
	8の6及び8の7　略								
	9　同法第8条第1項の規定による損失補償							○	総合事務所長
	10　同法第11条の規定による森林病害虫防除員の設置 (一)　総合事務所において所属の職員を任命するもの (二)　(一)以外のもの						○	○	総合事務所長
六　鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属	1　同条例第5条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理							○	総合事務所長
	2　同条例第7条第2号の規定による開発行為の着手の届出の							○	総合事務所長

務	1の3　同法第5条第3項の規定による補完処理の命令							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	2　同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定による森林病害虫等の駆除命令に係る区域等の公表							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3　同法第5条第4項において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	4　同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	5　同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除措置							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	6　同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病害虫等の駆除措置に係る費用の徴収							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	7　同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一)　県外の地方公共団体等に係るもの (二)　県内の地方公共団体等に係るもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長
	8　同法第6条第1項の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	8の2～8の4　略								
	8の5　同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	8の6及び8の7　略								
	9　同法第8条第1項の規定による損失補償							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	10　同法第11条の規定による森林病害虫防除員の設置 (一)　総合事務所又は地方農林振興局において所属の職員を任命するもの (二)　(一)以外のもの						○	○	総合事務所長 地方農林振興局長
六　鳥取県枯松対策緊急事業条例（平成12年鳥取県条例第82号）に基づく知事の権限	1　同条例第3条第2項の規定による枯松の伐採の勧告							○	総合事務所長 地方農林振興局長

する事務	受理									に属する事務											
	3　同条例第7条第3号の規定による開発行為の工期の延長の届出の受理							○	総合事務所長												
	4　同条例第7条第4号の規定による開発者の住所等の異動の届出の受理							○	総合事務所長												
	5　同条例第7条第5号の規定による災害発生の報告の受理							○	総合事務所長												
	6　同条例第7条第6号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理		○																		
	7　同条例第8条の規定による許可計画の変更の命令					○															
	8　同条例第9条の規定による指導							○	総合事務所長												
	9　同条例第10条第2項の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令							○	総合事務所長												
	10　同条例第10条第3項の規定による開発の跡地の崩壊防止施設の設置その他の森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をすべき旨の命令							○	総合事務所長												
	11　同条例第11条の規定による開発行為に伴う災害等の防止のために必要な措置又は開発行為の停止をすべき旨の命令							○	総合事務所長												
	12　同条例第12条の規定による許可の取消し					○															
	13　同条例第13条第1項の規定による開発行為の中止、開発行為の廃止の届出の受理							○	総合事務所長												
	14　同条例第13条第2項の規定による開発行為の再開の届出の受理							○	総合事務所長												
	15　同条例第14条の規定による開発行為の完了の届出の受理							○	総合事務所長												
	16　同条例第15条第1項又は第2項に規定する開発行為の実施状況等の報告の受理							○	総合事務所長												
	17　同条例第16条の規定による許可状況の公表						○														
七　その他の事務	1　森林保全管理巡視事業の実施							○	総合事務所長	七　その他の事務	1　森林保全管理巡視事業の実施							○	総合事務所長 地方農林振興局長		
	2　治山事業に係る保安林整備事業の執行							○	総合事務所長		2　治山事業に係る保安林整備事業の執行							○	総合事務所長 地方農林振興局長		
	3　略										3　略										

			4　県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収						○	総合事務所長
	県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの	○						
			(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○					
			(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○				
			(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの						○	総合事務所長
			2　土木工事に係る設計の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1)　契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○						
			(2)　(1)以外のもの		○					
			(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○					
			(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○					
			ロ　契約金額の5割以上の増を伴うもの		○					
			ハ　イ及びロ以外のもの			○				
			(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○					
			ロ　契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。)		○					
			ハ　イ及びロ以外のもの						○	総合事務所長

			4　県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収						○	総合事務所長 地方農林振興局長
	県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの	○						
			(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○					
			(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○				
			(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの						○	総合事務所長 地方県土整備局長
			2　土木工事に係る設計の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1)　契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○						
			(2)　(1)以外のもの		○					
			(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○					
			(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○					
			ロ　契約金額の5割以上の増を伴うもの		○					
			ハ　イ及びロ以外のもの			○				
			(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○					
			ロ　契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。)		○					
			ハ　イ及びロ以外のもの						○	総合事務所長 地方県土整備局長

3　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。） (一)　請負対象額予定金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額予定金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長
3の2　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一)　請負対象額予定金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額予定金額が1億円未満の工事に係るもの		○	○				○	総合事務所長
4　土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一)　請負対象額予定金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額予定金額が1億円未満の工事に係るもの		○	○				○	総合事務所長
5　土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長
6　土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象と	○	○	○				○	総合事務所長

3　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。） (一)　請負対象額予定金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額予定金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
3の2　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一)　請負対象額予定金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額予定金額が1億円未満の工事に係るもの		○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
4　土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一)　請負対象額予定金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額予定金額が1億円未満の工事に係るもの		○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
5　土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
6　土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象と	○	○	○				○	総合事務所長

			なる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの										なる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの								地方県土整備局長
			7　略										7　略								
			8　予定価格が100万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕						○	総合事務所長			8　予定価格が100万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕						○	総合事務所長 地方県土整備局長
			9　土木工事(住宅政策課の所掌事務に係るものを除く。)の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建て物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結						○	総合事務所長			9　土木工事(住宅環境課の所掌事務に係るものを除く。)の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建て物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結						○	総合事務所長 地方県土整備局長
			10　不動産登記法に基づく不動産の登記						○	総合事務所長			10　不動産登記法に基づく不動産の登記						○	総合事務所長 地方県土整備局長
			11　県土整備部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定						○	総合事務所長			11　県土整備部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		二　土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、(二)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○			○	総合事務所長 総合事務所長			二　土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、(二)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○			○	総合事務所長 地方県土整備局長 総合事務所長 地方県土整備局長
			2　同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が1億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○				○	総合事務所長			2　同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が1億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
			3　同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が1億円以上の工事	○	○								3　同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が1億円以上の工事	○	○					

に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長
5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長
6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長
7 略								
8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求							○	総合事務所長
9 略								
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令							○	総合事務所長
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○					

に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
7 略								
8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求							○	総合事務所長 地方県土整備局長
9 略								
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令							○	総合事務所長 地方県土整備局長
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○					

イ　請負代金の額の変更			○					
ロ　工期の変更							○	総合事務所長
13　略								
14　同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
15　同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
16　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
18～22　略								
23　同規則第48条第2項の規定による天災							○	総合事務所長

イ　請負代金の額の変更			○					
ロ　工期の変更							○	総合事務所長 地方県土整備局長
13　略								
14　同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
15　同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
16　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
18～22　略								
23　同規則第48条第2項の規定による天災							○	総合事務所長 地方県土整備

		その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認								
		24～28　略								
		29　同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
		30　同規則第60条第2項の規定による前金払いに係る認定							○	総合事務所長
		31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
		32　同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	総合事務所長
		33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
		34　同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
		35　略								
		36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
		37　略								
管理課	一～四　略									
	五　公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定							○	総合事務所長
		2　同法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知							○	総合事務所長
		3～5　略								
	六　鳥取県国有地使用料徴収条例(平成2年鳥	1　同条例第3条の規定による占用料等の減免 (一)　同条例第3条							○	総合事務所長

		その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認								局長
		24～28　略								
		29　同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		30　同規則第60条第2項の規定による前金払いに係る認定							○	総合事務所長 地方県土整備局長
		31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		32　同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	総合事務所長 地方県土整備局長
		33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		34　同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		35　略								
		36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象額税抜金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額税抜金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		37　略								
管理課	一～四　略									
	五　公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定							○	総合事務所長 地方県土整備局長
		2　同法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知							○	総合事務所長 地方県土整備局長
		3～5　略								
	六　鳥取県国有地使用料徴収条例(平成2年鳥	1　同条例第3条の規定による占用料等の減免 (一)　同条例第3条							○	総合事務所長

取県条例第29号)に基づく知事の権限に属する事務	第１号の規定に係るもの (二)　(一)以外のもの		○							
七　国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1　同令第３条の規定による普通財産を財務大臣へ引継ぐ場合の通知 (一)　法定外公共用財産(国土交通省所管国有財産のうち、河川法(昭和39年法律第167号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用がない公共物の用に供されているものをいう。以下七において同じ。)を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が３万平方メートルを超えるもの (二)　法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が３万平方メートルを超えないもの			○				○	総合事務所長
	2　略									
	3　同令第６条第５項第２号の規定による法定外公共用財産の用途の廃止 (一)　国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第５条第１項第５号に規定する用途の廃止に係るもの (二)　同令第６条第２項第１号チ及びルに掲げる国有財産に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの (1)　面積が３万平方メートルを超えるもの (2)　面積が３万平方メートルを超えないもの		○	○ ○				○	総合事務所長
	4～8　略									
	9　同令第11条第３号の規定による法定外公共用財産とする目的でする寄附の受納 (一)　面積が３万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二)　面積が３万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの		○					○	総合事務所長
八　建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略									
	2の2　同法第11条の規定による変更等の届出の受理							○	総合事務所長
	3～16　略									
九～十一　略										

取県条例第29号)に基づく知事の権限に属する事務	第１号の規定に係るもの (二)　(一)以外のもの		○						地方県土整備局長
七　国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1　同令第３条の規定による普通財産を財務大臣へ引継ぐ場合の通知 (一)　法定外公共用財産(国土交通省所管国有財産のうち、河川法(昭和39年法律第167号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用がない公共物の用に供されているものをいう。以下七において同じ。)を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が３万平方メートルを超えるもの (二)　法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が３万平方メートルを超えないもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2　略								
	3　同令第６条第５項第２号の規定による法定外公共用財産の用途の廃止 (一)　国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第５条第１項第５号に規定する用途の廃止に係るもの (二)　同令第６条第２項第１号チ及びルに掲げる国有財産に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの (1)　面積が３万平方メートルを超えるもの (2)　面積が３万平方メートルを超えないもの		○	○ ○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	4～8　略								
	9　同令第11条第３号の規定による法定外公共用財産とする目的でする寄附の受納 (一)　面積が３万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二)　面積が３万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
八　建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	2の2　同法第11条の規定による変更等の届出の受理							○	総合事務所長 地方県土整備局長
	3～16　略								
九～十一　略									

十二 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による浄化槽工事業者の登録 (一) 本店が県外に所在する浄化槽工事業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	2 同法第27条第1項の規定による浄化槽工事業者の登録の抹消 (一) 本店が県外に所在する浄化槽工事業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	3及び4 略								
	5 同法第33条第3項の規定による特例浄化槽工事業者の届出の受理 (一) 本店が県外に所在する浄化槽工事業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	6 略								
十三～十六 略									
十七 その他の事務	1 土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。)に係るもの			○				○	鳥取港湾事務所長
	(二) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円未満の工事に限る。)に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長
	(三) 鳥取空港の整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。)に係るもの			○				○	総合事務所長
	(四) 鳥取空港の整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円未満の工事に限る。)に係るもの							○	総合事務所長 八頭地方県土整備局長
	(五) (一)から(四)までに係る工事以外の工事に係るもの (1) 総合事務所の庁舎に係るもので請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	(2) (1)以外に係るもの			○					
	2 略								

十二 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による浄化槽工事業者の登録 (一) 本店が県外に所在する浄化槽工事業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同法第27条第1項の規定による浄化槽工事業者の登録の抹消 (一) 本店が県外に所在する浄化槽工事業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	3及び4 略								
	5 同法第33条第3項の規定による特例浄化槽工事業者の届出の受理 (一) 本店が県外に所在する浄化槽工事業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	6 略								
十三～十六 略									
十七 その他の事務	1 土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。)に係るもの			○				○	鳥取港湾事務所長
	(二) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円未満の工事に限る。)に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長
	(三) 鳥取空港の整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。)に係るもの			○				○	総合事務所長 八頭地方県土整備局長
	(四) 鳥取空港の整備事業に係る工事(請負対象設計金額が1億円未満の工事に限る。)に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	(五) (一)から(四)までに係る工事以外の工事に係るもの (1) 八頭地方県土整備局及び各総合事務所の管轄に係るもので請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
	(2) 鳥取地方県土整備局の管轄に係るもので請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの								
	(3) (1)及び(2)以外に係るもの			○					
	2 略								

企画防災課	一　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略									
		3　同法第10条第1項の規定による対象建設工事の届出の受理							○	総合事務所長	
		4　同法第10条第2項の規定による対象建設工事の変更の届出の受理							○	総合事務所長	
		5　同法第10条第3項の規定による分別解体等の計画の変更その他必要な措置の命令							○	総合事務所長	
		6　同法第11条の規定による通知の受理							○	総合事務所長	
		7　同法第14条の規定による分別解体等の実施に関する助言又は勧告							○	総合事務所長	
		8　略									
		9　同法第18条第2項の規定による再資源化等が適正に行われなかった場合の申告及び適当な措置の請求の受理							○	総合事務所長	
		10　同法第19条の規定による再資源化等の実施に関する助言又は勧告							○	総合事務所長	
		11及び12　略									
		13　同法第12条第1項の規定による分別解体等の実施の状況に関する報告の徴収							○	総合事務所長	
		14　同法第12条第2項の規定による再資源化等の実施の状況に関する報告の徴収							○	総合事務所長	
		15　同法第13条第1項の規定による対象建設工事の現場等への立入検査							○	総合事務所長	
道路企画課	一　道路法に基づく知事の権限に属する事務	1～10　略									
		11　同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認 (一)　次に掲げるものに係るもの (1)　道路の法面の埋立て (2)　道路の側溝にする床板の架設 (3)　自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界ブロックの撤去（縁石の切込みを含む。） (4)　道路の接続 (二)　(一)以外のものに係るもの			○				○	総合事務所長	
		12　略									
		13　同法第32条第1項							○	総合事務所長	

企画防災課	一　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略									
		3　同法第10条第1項の規定による対象建設工事の届出の受理							○	総合事務所長 地方県土整備局長	
		4　同法第10条第2項の規定による対象建設工事の変更の届出の受理							○	総合事務所長 地方県土整備局長	
		5　同法第10条第3項の規定による分別解体等の計画の変更その他必要な措置の命令							○	総合事務所長 地方県土整備局長	
		6　同法第11条の規定による通知の受理							○	総合事務所長 地方県土整備局長	
		7　同法第14条の規定による分別解体等の実施に関する助言又は勧告					○				
		8　略									
		9　同法第18条第2項の規定による再資源化等が適正に行われなかった場合の申告及び適当な措置の請求の受理							○	総合事務所長 地方県土整備局長	
		10　同法第19条の規定による再資源化等の実施に関する助言又は勧告					○				
		11及び12　略									
		13　同法第12条第1項の規定による分別解体等の実施の状況に関する報告の徴収						○			
		14　同法第12条第2項の規定による再資源化等の実施の状況に関する報告の徴収						○			
		15　同法第13条第1項の規定による対象建設工事の現場等への立入検査					○				
道路企画課	一　道路法に基づく知事の権限に属する事務	1～10　略									
		11　同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認 (一)　次に掲げるものに係るもの (1)　道路の法面の埋立て (2)　道路の側溝にする床板の架設 (3)　自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界ブロックの撤去（縁石の切込みを含む。） (4)　道路の接続 (二)　(一)以外のものに係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長	
		12　略									
		13　同法第32条第1項							○	総合事務所長	